

平成 30 年 2 月 28 日

富良野市議会議長 日 里 雅 至 様

総務文教委員長 石 上 孝 雄

## 委員会事務調査報告書

平成 29 年第 4 回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件  
調査第 4 号 市有財産について
2. 調査の経過及び結果  
別紙のとおり

## 市有財産について

総務文教委員会より、調査第4号「市有財産について」の調査の経過と結果について報告する。本委員会では担当部局に資料の提出と説明を求め、主に未利用財産の利活用の現状について着目し、現地確認を行いながら調査を進めてきたところである。

市が保有する公有財産については、地方自治法第238条において、行政財産と普通財産に分類されている。公用又は公共の用に供するための行政財産は、庁舎や道路、公園など、その設置目的のために有効的、効率的に利用できるよう管理されている一方、普通財産は行政財産以外の財産と規定され、直接、特定の行政目的に供されるものではなく、山林、職員住宅、教員住宅、用途廃止によって使用しなくなった行政財産、廃校舎や跡地等のその他未利用財産がある。この普通財産のうちの未利用財産をどのように管理し、利活用または処分していくのか、現状と課題について担当部局より説明を受け、議論を行った。

平成18年6月に策定された「富良野市未利用財産利活用基本方針」における今後の未利用財産の利活用の基本的な考え方については、財産の公平、公正で有効な活用を図る観点から、以下の4点が挙げられている。

- (1) 未利用財産の利活用方針の明確化と積極的な市民への公表
- (2) 不用財産の積極的な民間への売却
- (3) 民間への貸付による有効活用
- (4) 公共団体等に対する公共の用への利用処分の優先

土地や建物などの市有財産については、市民共有の財産であることから、市が行政目的で公共の福祉のために利用することとなるが、未利用財産については行政目的が無くなり、維持管理経費の節減や住民サービスの財源確保の面からも、貸付や売却処分等による積極的な有効活用が望ましいところである。

富良野市では、公有財産の有効的な利活用を図るため、用途廃止等により未利用となった財産の利活用方針を検討するための富良野市公有財産利活用検討委員会が設置され、調査の結果を市長に報告することとなっており、財産処分をするにあたっての価格決定は、富良野市公有財産価格評定委員会において調査、報告し、決定されている。

本委員会では、担当部局との意見交換、市内の現地調査を行い、「富良野市未利用財産利活用基本方針」の基本的な考えに基づき利活用が進められているか議論を重ね、今後の未利用財産の有効的な利活用に向けて、次の5点について意見の一致を見たところである。

- 1．規模の大きい土地の利活用は、災害時の避難場所として備えるなど、防災上の観点も考慮すべきと考える。全体のまちづくりを見据え、事前に市民からの意見を募集するなど、様々な視点から総合的に検討されたい。
- 2．未利用財産の公平で公正な利活用を図られるとともに、利活用に至った検討の経過等について公表するなど、透明性の確保に努められたい。
- 3．未利用財産に関する情報の公表については、未利用財産が所在する各地域の住民へ広く周知するなど、積極的な情報の周知に努められたい。また、未利用財産の有効活用を促すためには、単に貸付する、売却するというだけでなく、それに関連する支援制度等もあわせて周知するよう努められたい。
- 4．現在の富良野市未利用財産利活用検討委員会は市職員のみで構成されているため、民意が反映されるような仕組みをつくとともに、今後の検討委員会の構成について検討されたい。
- 5．現在、使用されていない行政財産については、維持管理経費の節減、防犯上の問題からも、各部署は連携して今後の方針を検討、行政目的の無いものは速やかに普通財産へ分類替えを行うなど、有効利用を図られたい。